

# ご旅行条件書（主催旅行・抜粋）

このご旅行は、下記条件及び当社「主催旅行契約約款」によります。

## 1. 主催旅行契約

- (1) この旅行は、ナクアトラベル（以下「当社」という）が主催する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と主催旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は、記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする確定書面（本書裏面のご予約確認書、以下「最終旅行日程表」という）及び当社旅行業約款主催旅行契約の部（以下「当社主催旅行約款」という）によります。

## 2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けます。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

## 3. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊料金、食事料金、及び消費税等諸税。

## 4. 旅行代金に含まれないもの

- (1) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊料金
- (2) クリーニング代、電報電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（観光料金、食事料金、写真代、運賃・料金等）

## 5. 旅行契約の内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 6. 取消料

お申込みの後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には旅行代金に対して下記の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

取消日	3日前～前日	当日	不泊
取消料	30%	50%	100%

## 7. 添乗員

この旅行では添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要な確認書をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

## 8. お客様の解除権

- (1) お客様のご都合により途中で契約を解除または一時離脱された場合、及び旅行代金に含まれている旅行サービスの一部をご利用にならなかった場合も、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により契約書面に従ったサービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻しいたします。

## 9. 当社の責任

- (1) 当社は主催旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。  
天災地変、戦乱、暴動はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害。  
運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止  
自由行動中の事故 食中毒 盗難  
運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

## 10. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社主催旅行約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

## 11. 旅程保証

当社は、所定の契約内容に重要な変更が生じた場合（下記で規定する変更を除きます。）は、所定の料率により変更補償金を旅行終了後30日以内に支払います。但し、サービス提供についての順序の前後は対象外とします。また、一旅行契約について支払う変更補償金の旅行代金の15%を上限とし、支払う補償金額の総額が一人当たり1000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。また、当社はおお客様の同意を得て、変更補償金の支払いをこれと同等価値以上の物品・サービスの提供に替えて行うことがあります。

次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）

- 悪天候、天災地変
- 戦乱
- 暴動
- 官公署の命令
- 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
- 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- 旅行参加者の生命又は身体确保安全のため必要な措置

## 12. 特別補償

当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が主催旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金・後遺障害補償金及び入院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては15万円を限度として、損害補償金を支払います。

## 13. 基準日

この旅行条件は、平成19年1月1日を基準としています。

## ナクアトラベル

（株式会社ナクア ホテル&リゾート マネジメント）

栃木県知事登録旅行業第2-647号

栃木県那須郡那須町大字高久丙1

TEL:0287-78-6000